

## 平成 29 年度地域のシンボル保存活用事業費補助金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 知事は、地域のシンボルとなっている文化財（地域における固有の歴史や伝統を象徴し、地域住民が「地域の宝」として愛着を持ち、共通の価値付けをしている資源。以下「シンボル」という。）を後世に伝え、教育や観光交流、地域活性化等に活かしていくため、シンボルの保存修理等の事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和 35 年 8 月県規則第 59 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、当該シンボルの所有者又は地域住民団体、市町村に対し予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げるとおりとし、補助対象経費は別表 1 のとおりとする。

- (1) シンボルの保存修理（後世に伝えるために必要な関連施設等の必要最小限の保存修理を含む。）
- (2) シンボルの調査
- (3) シンボルの保存活用計画の策定
- (4) 防災・防犯機器の設置
- (5) その他保存活用に必要な事業

2 第 1 項の事業のうち、国又は県指定の文化財であるシンボルに関する事業費は次のとおりとする。

- (1) 国指定の文化財は、2,000 千円未満（ただし、関連施設は除く）
- (2) 県指定の文化財は、1,000 千円未満（ただし、関連施設は除く）

3 第 1 項の事業のうち、次の各号に掲げるシンボルに関する事業は補助対象外とする。

- (1) 市町村指定の文化財であり、かつ市町村が所有するもの
- (2) 未指定の文化財であり、かつ市町村が所有するもの
- (3) 宗教関連のもの（ただし、国、県及び市町村指定文化財、又は「未来に伝える山形の宝」登録制度実施要綱（平成 25 年 11 月 21 日付け文生第 1134 号）に基づく「未来に伝える山形の宝」の構成文化財（以下「構成文化財」という。）を除く。）

4 補助するにあたり、シンボルを活用した次の取組みを行うことを条件とし、当該取組みにかかる経費は総事業費の 2 分の 1 未満とする。ただし、構成文化財の活用にかかる経費は、「未来に伝える山形の宝」登録制度推進事業費補助金の対象となるため当該事業の対象外とする。

- (1) シンボルの公開（修理中の公開、公開回数の拡大など）
- (2) 説明会等活用イベントの実施（住民参加による発表会、調査報告会の開催など）
- (3) 案内人、ボランティア等の育成
- (4) その他シンボルを活用した取組みと知事が認めるもの

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助事業に要する経費の 2 分の 1 に相当する額以内とする。ただし、国指定文化財又は県指定文化財以外のシンボルに係る事業については、補助事業に要する経費の 4 分の 1 に相当する額又は、1,000 千円のいずれか低い額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (補助金交付申請書)

第4条 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第 1 号の 1 または第 1 号の 2）

- (2) 収支予算書（別記様式第2号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

（補助金等の交付の条件）

- 第5条 規則第7条第1項第1号のイに規定する軽微な変更は、補助事業に要する経費の10分の2以内の増減とする。
- 2 規則第7条第1項第1号のロに規定する軽微な変更は、補助事業の目的及び補助金の交付条件に反しない場合であって、計画を変更することにより事業目的の達成に支障がない場合とする。
- 3 規則第7条第1項第1号のイ及びロの規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

（補助事業の中止又は廃止）

- 第6条 規則第7条第1項第1号のハの規定により、補助事業の中止又は廃止を行う場合は、その理由を記載した事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）により知事の承認を受けなければならない。

（補助事業が予定期間内に完了しない場合等の報告）

- 第7条 規則第7条第1項第2号の規定により報告するときは、その理由を記載した事業遂行状況報告書（別記様式第5号）によるものとする。

（状況報告書）

- 第8条 規則第12条の規定に基づく補助事業状況報告は、平成29年9月末日現在の状況を記載した事業状況調書（別記様式第6号）を添付して、翌月10日まで行うものとする。

（実績報告書）

- 第9条 補助事業実績報告書の提出期限は、補助事業完了後30日を経過する日又は平成30年4月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。
- (1) 事業成績書（別記様式第7号の1または第7号の2）
  - (2) 収支精算書（別記様式第8号）
  - (3) その他知事が必要と認める書類

（帳簿の整備等）

- 第10条 補助事業者は、補助金と対象事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業終了年度の翌年から起算して5年間保存しておかなければならない。

（概算払）

- 第11条 知事は、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることがある。
- 2 補助事業者は、概算払いを受けようとするときは、補助金概算払請求書（別記様式第9号）を知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

別表1

事業実施に直接要する次の経費

区分	対象経費
謝金	講師等に対する謝金（補助事業者は除く）
旅費	講師等の交通費・宿泊費、普通旅費
需用費	燃料費、印刷製本費、消耗品等の購入費（1品の単価が5万円未満）
役務費	通信運搬費、手数料等の経費
委託料	設計、工事の監理、専門機関への調査、文化財の保存修理
使用料及び賃借料	会議室等使用料、機器のリース及びレンタル料
工事請負費	文化財の保存修理費、防犯・防災機器の設置費
備品購入費	1品の単価が5万円以上の備品の購入費
その他	その他知事が必要と認める経費

別記様式第1号の1

事業計画書

1 補助事業として実施するシンボルの種別、名称（指定文化財等の場合は、指定年月日）	
2 第2条第1項に該当する補助事業として実施する事業の概要	
3 第2条第4項に該当するシンボルを活用した取組みの概要	
4 補助事業の着手及び完了の予定期限	

注1 この計画書には、次の書類等を添付すること。

- 1 補助事業を実施しようとする箇所又は地域を示す写真及び見取図
- 2 補助事業に係る設計書及び設計図又は補助事業の内容及び実施の方法を詳細に記載した書類
- 3 補助金の交付の申請者が法人であるときは、補助事業を実施することについて、定款、寄附行為、規則等に定める手続を経たことを証する書類

別記様式第1号の2（「未来に伝える山形の宝」構成要素用）

事 業 計 画 書

1 補助事業として実施するシンボルの種別、名称（指定文化財等の場合は、指定年月日）	
2 第2条第1項に該当する補助事業として実施する事業の概要	
3 第2条第4項に該当するシンボルを活用した取組みの概要（※補助対象外）	
4 補助事業の着手及び完了の予定時期	

注1 この計画書には、次の書類等を添付すること。

- 1 補助事業を実施しようとする箇所又は地域を示す写真及び見取図
- 2 補助事業に係る設計書及び設計図又は補助事業の内容及び実施の方法を詳細に記載した書類
- 3 補助金の交付の申請者が法人であるときは、補助事業を実施することについて、定款、寄附行為、規則等に定める手続を経たことを証する書類

別記様式第2号

収支予算書

収入の部

(単位:円)

項目	予算額	備考
合計		

支出の部

(単位:円)

項目	予算額	備考
合計		

別記様式第3号

平成 年 月 日

山形県知事 吉 村 美栄子 殿

申請者 住 所  
団体名  
代表者 氏 名 印

平成29年度地域のシンボル保存活用事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり計画を変更し（補助金 円の追加交付（減額承認）を受け）たいので、関係書類を添えて申請します。

記

区分	平成29年度地域のシンボル保存活用事業費補助金
シンボルの種別、名称 (指定文化財等の場合 は、指定年月日)	
変更の理由	
変更の内容	
変更により増(減)額 すべき県補助金の額	

注 この申請書には、変更後の事業計画書(様式第3号の1)と収支予算書(様式第3号の2)、関係書類を添付すること。

様式第3号の1

事業計画書

1 補助事業として実施するシンボルの種別、名称（指定文化財等の場合は、指定年月日）	
2 第2条第1項に該当する補助事業として実施する事業の概要	(変更前)  (変更後)
3 第2条第4項に該当するシンボルを活用した取組みの概要	(変更前)  (変更後)
4 補助事業の着手及び完了の予定期限	(変更前)  (変更後)

注1 この計画書には、次の書類等を添付すること。

- 1 補助事業を実施しようとする箇所又は地域を示す写真及び見取図
- 2 補助事業に係る設計書及び設計図又は補助事業の内容及び実施の方法を詳細に記載した書類
- 3 補助金の交付の申請者が法人であるときは、補助事業を実施することについて、定款、寄附行為、規則等に定める手続を経たことを証する書類

様式第3号の2

収支予算書

収入の部

(単位:円)

項目	予算額	変更予算額	増減額	備考
合計				

支出の部

(単位:円)

項目	予算額	変更予算額	増減額	備考
合計				

別記様式 第4号

平成 年 月 日

山形県知事 吉 村 美栄子 殿

申請者 住 所

団体名

代表者 氏 名 印

平成29年度地域のシンボル保存活用事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

別記様式 第5号

平成 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

申請者 住 所  
団体名  
代表者 氏 名 印

平成29年度地域のシンボル保存活用事業遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり事業遂行が困難となりましたので、報告します。

記

1 補助事業の遂行が困難となった理由

別記様式 第6号

事業状況調書

1 補助事業として実施するシンボルの種別、名称（指定文化財等の場合は、指定年月日）	
2 補助事業状況報告書作成現在年月日	年       月       日現在
3 事業の実施状況（概要）	
4 事業費の収入予定額と収入済額及び支出予定額と支出済額	
5 その他参考事項	

注 この調書には、事業の状況を詳細に記載した書類等を添付すること。

別記様式 第7号の1

事業成績書

1 指定文化財等の場合は、 補助事業として実施したシンボルの種別、名称 (指定年月日)	
2 第2条第1項に該当する補助事業として実施した事業の概要	
3 第2条第4項に該当するシンボルを活用した取組みの概要	
4 補助事業の着手及び完了した時期	

注 この成績書には、次の書類等を添付すること。

- 1 補助事業の実施経過又は成果を示す写真及び見取図
- 2 補助事業の実施状況、成果を詳細に記載した書類

別記様式 第7号の2（「未来に伝える山形の宝」構成要素用）

事業成績書

1 指定文化財等の場合は、補助事業として実施したシンボルの種別、名称（指定年月日）	
2 第2条第1項に該当する補助事業として実施した事業の概要	
3 第2条第4項に該当するシンボルを活用した取組みの概要（※補助対象外）	
4 補助事業の着手及び完了した時期	

注 この成績書には、次の書類等を添付すること。

- 1 補助事業の実施経過又は成果を示す写真及び見取図
- 2 補助事業の実施状況、成果を詳細に記載した書類

別記様式 第8号

収支精算書

収入の部

(単位:円)

項目	予算額	精算額	増減額	備考
合計				

支出の部

(単位:円)

項目	予算額	精算額	増減額	備考
合計				

別記様式 第9号

平成 年 月 日

山形県知事 吉 村 美栄子 殿

申請者 住 所  
団体名  
代表者 氏 名 印

### 平成29年度地域のシンボル保存活用事業補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知があつた標記補助金について、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

1 概算払の請求額 金\_\_\_\_\_円

2 内 訳

補助金の額 a	既受領額 b	今回請求額 c	残 額 a-b-c	事業完了予定日
円	円	円	円	

3 振込先

金融機関名・支店名	
預 金 種 目	普通・当座
口 座 番 号	
口 座 名 義	(フリガナ)

注 この請求書には、別紙資金計画書（様式第9号の1）を添付すること。